

酒税法(抄)

第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

第三章 課税標準及び税率

(課税標準)

第二十一条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とする。

2 前項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

(税率)

第二十三条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 発泡性酒類 二十二万円

二 醸造酒類 十四万円

三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十度を超える一度にあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

四 混成酒類 二十二万円(アルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満、二十五以上のアルコール分が十度未満のものに限る) 十七万八千二百五十円

二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る) 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める香味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く) 八万円

イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの(エキス分が二度以上のものに限る)

ロ 発泡酒(政令で定めるものに限る。)にスピリッツ(政

令で定めるものに限る。)を加えたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)

3 醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十二万円

二 果実酒 八万円

4 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。

5 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 合成清酒 十万円

二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る) 二万円

三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十二度を超える一度ごとに三万円を加えた金額)

四 粉末酒 三十九万円

6 前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める(注)次に掲げる改正後の規定は、令和二年十月一日から施行。

(税率)

第二十三条(現行)

一 発泡性酒類 十五万五千円

二 醸造酒類 十万円

三(現行)

四 混成酒類 二十二万円(アルコール分が二十度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。

3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつ

き三十七万円とする。

4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 合成清酒 十万円

二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る) 二万円

三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十二度を超える一度ごとに三万円を加えた金額)

四 粉末酒 三十九万円

5 前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める(平成一九法四・一部改正)

第四章 免税及び税額控除等

(未納税移出)

第二十八条 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所(第二号及び第三号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。)へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場

二 輸出入業者(他から購入した酒類の販売を業とする者で常時当該酒類の輸出行を行なうものをいう。)が輸出するための酒類 当該酒類の蔵置場

三 その他政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類 当該政令で定める製造場又は蔵置場

四 前号に掲げる酒類以外の酒類で、当該酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたいもの 当該他の製造場又は蔵置場

2 前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日(届する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書(これらの項に規定する期限内に提出するものに限

酒税法(抄)

第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。  
2・3 (略)

第三章 課税標準及び税率

(課税標準)

第二十一条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とする。  
2 前項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

(税率)

第二十三条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。  
一 発泡性酒類 二十二万円  
二 醸造酒類 十四万円  
三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十度を超える一度にあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)  
四 混合酒類 二十二万円(アルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。  
一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満、二十五以上のアルコール分が十度未満のものに限る。) 十七万八千二百五十円  
二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十三万四千二百五十円  
三 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める香味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。) 八万円  
イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)  
ロ 発泡酒(政令で定めるものに限る。)にスピリッツ(政

令で定めるものに限る。)を加えたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)  
3 醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。  
一 清酒 十二万円  
二 果実酒 八万円  
4 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。  
5 混合酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。  
一 合成清酒 十万円  
二 みりん及び雑酒(その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円  
三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十二度を超える一度ごとに三万円を加えた金額)  
四 粉末酒 三十九万円

6 前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める(注)次に掲げる改正後の規定は、令和二年十月一日から施行。  
(税率)

第二十三条(現行)

- 一 発泡性酒類 十五万五千円
- 二 醸造酒類 十万円
- 三(現行)
- 四 混合酒類 二十万円(アルコール分が二十度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつ

き三十七万円とする。  
4 混合酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。  
一 合成清酒 十万円  
二 みりん及び雑酒(その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円  
三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十二度を超える一度ごとに三万円を加えた金額)  
四 粉末酒 三十九万円

第四章 免税及び税額控除等

(未納税移出)

第二十八条 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所(第二号及び第三号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。)へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。  
一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場  
二 輸出入業者(他から購入した酒類の販売を業とする者で常時当該酒類の輸出行を行なうものをいう。)が輸出するための酒類 当該酒類の蔵置場  
三 その他政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類 当該政令で定める製造場又は蔵置場  
四 前号に掲げる酒類以外の酒類で、当該酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたいもの 当該他の製造場又は蔵置場

2 前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書(これらの項に規定する期限内に提出するものに限

酒税法第二十三条第三号に規定する果実酒(同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。)	平成三十一年四月一日から令和十二年九月三十日まで	百分の八十八
酒税法第二十三条第二号に規定する合成清酒又は規定する酒類	平成三十一年四月一日から令和十二年三月三十一日まで	百分の九十四

2 前項の場合において、その年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」という。)があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る前項の規定の適用については、同項(以下この項において「特定年度」という。)があるときは「千三百キロリットル以下」とあるのは「千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」という。)」が」と、「その年度」とあるのは「当該特定年度」と、「当該千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千三百キロリットル以下」とあり、同項の表中「百分の八十八」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十五」とする。

(平三〇法七一部改正)

**第八十七条の二 酒類の製造場等に係る酒税の税率の特例**

第八十七条の二 酒類の製造場等から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第二十三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。及び同条第二十一号に規定するリキール(発泡性を有するものを除く。以下アルコール分(同条第二十一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各

**租税特別措置法(抄)**

号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 アルコール分が十度未満のもの 十万円
- 二 アルコール分が十度を超え、一度ごとに一万円を加えた金額

**第八十七条の三 保税地域から引き取られる酒類のうち、本邦に**

(入国者が輸入するウイスキー等)に係る酒税の税率の特例  
第八十七条の三 保税地域から引き取られる酒類のうち、本邦に輸入する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等それぞれ全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の税関長に申し出たときは、この限りでない。

- 一 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第三二〇三・〇〇号に該当する酒類(関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限る。又は同表第三二〇六・〇〇号の二のBの(a)に該当する酒類、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の二の(イ)に該当する酒類(同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)を除く。八十万円)
- 二 関税率法別表第三二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号又は第二二〇八・六〇号に該当する酒類 五十万円
- 三 関税率法別表第三二〇八・七〇号に該当する酒類 四十万円

2 前項の規定は、商業量に達する数量のウイスキー等その他政令で定めるものには適用しない。

**第八十七条の四 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日**

までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール(ビールに係る酒税の税率の特例)  
第八十七条の四 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール(同法第三十二号に規定するリキールをいう。以下この条において同じ。)の製造免許を受けた者のうちその年度の(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。)の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の数量(次項において「前年度課税移出数量」とする。

移出した酒類(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)の数量が一キロリットル以下である酒類製造者(以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。)が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出したビール(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。)の数量(次項において「前年度課税移出数量」という。)が千三百キロリットル以下であるときは、当該特例適用製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール(当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の数量(次項において「前年度課税移出数量」という。)が千三百キロリットル以下である場合には、政令で定める方法により計算した数量)までのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」という。)があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る前項の規定の適用については、同項中「千三百キロリットル以下」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」とある年度(以下この項において「特定年度」という。)が」と、「その年度」とあるのは「当該特定年度」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

3 平成三十一年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者のうちその年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類の数量が一キロリットル以下である酒類製造者(以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。)が、同法四月一日から令和三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出する場合において、その年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出したビール(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の数量(次項において「前年度課税移出数量」とする。

移出した酒類(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)の数量(次項において「前年度課税移出数量」とする。

酒税法第三十二条第三号に規定する異実酒(同条第二号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。)	平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日まで	百分の八十一
酒税法第三十二条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒	平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで	百分の九十四
	平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで	百分の九十一

2 前項の場合において、その年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」とい。)があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る前項の規定の適用については、同項(以下この項において「特定年度」とい。)が「千三百キロリットル以下」とあるのは「千三百キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」とい。)」が「千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千三百キロリットル以下」とあり、同項の表中「百分の八十一」とあるのは「百分の九十一」と、「百分の六十四」とあるのは「百分の八十一」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の九十五」とする。  
(平三〇法七一部改正)

**(低アルコール酒類の蒸留酒等に係る酒税の税率の特例)**

第八十七条の二 酒類の製造場等から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三十二条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキール(発泡性を有するものを除く。以下アルコール分(同条第二号に規定するアルコール分をい。以下この条において同じ)が十三度未満のもの(リキールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各

**租税特別措置法(抄)**

号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 アルコール分が九度未満のもの 八万円
- 二 アルコール分が九度以上十三度未満のもの 八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

**(八国酒者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)**

第八十七条の三 保税地域から引き取られる酒類のうち、本邦に八国酒者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」とい。)に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替へられる前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれ全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の所轄関長に申し出たときは、この限りでない。

**(一 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二〇三・〇〇号に該当する酒類(関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限る。))又は同表第二二〇六・〇〇号の二の口のBの目に該当する酒類 二十万円**

**(二 関税定率法別表第三二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の目に該当する酒類(同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの(リットル未満の容器入りにしたものを除く。))を除く。 八十万円**

**(三 関税定率法別表第三二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号又は第二二〇八・六〇号に該当する酒類 五十万円**

**(四 関税定率法別表第三二〇八・七〇号に該当する酒類 四十万円**

2 前項の規定は、商業量に達する数量のウイスキー等その他政令で定めるものには適用しない。

**(七二ルに係る酒税の税率の特例)**

第八十七条の四 平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール(同法第三十二条第二号に規定するビールをい。以下この条において同じ)の製造免許を受けた者のうちその年度の(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をい。以下この条において同じ)の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この

移出した酒類(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ)の数量が一万千ロリットル以下である酒類製造者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出したビール(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ)の数量(次項において「前年度課税移出数量」とい。)が千三百キロリットル以下であるときは、当該特例適用製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール(当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二千キロリットル(政令で定める場合)にあつては、政令で定める方法により計算した金額にかかわらず、酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」とい。)があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る前項の規定の適用については、同項中「千三百キロリットル以下」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度(以下この項において「特定年度」とい。)」が「千三百キロリットル以下」とあるのは「当該特定年度」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

3 平成三年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者のうちその年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類の数量が一万千ロリットル以下である酒類製造者(以下この項及び次項において「特例適用製造者」とい。)が、同四年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出したビール(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ)の数量(次項において「前年度課税移出数量」とい。)が千三百キロリットル以下であるときは、当該特例適用製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール(当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二千キロリットル(政令で定める場合)にあつては、政令で定める方法により計算した金額にかかわらず、酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十五を乗じて計算した金額とする。